

# 前回会合における構成員からのご意見等

2014年5月26日

事務局

## 販売奨励金等の在り方について

- 携帯電話会社は、販売代理店に対し、行きすぎたMNPキャッシュバックなどの売り方について何らかの指導はできるはず。【北構成員】
- 携帯電話サービスを契約すると利用者と事業者間に債権関係が発生。違約金の支払いが債権侵害か否かについては、独禁法上では、いったん成立した取引に、不当な手段で介入すると取引妨害。違約金がいいかどうかの問題はあるが、携帯3社の競争の特殊性、携帯各社の手段がある程度透明化している状況からは、債権侵害、不当な取引妨害に該当するか微妙。【舟田構成員】
- 端末0円の販売は、DDIポケットが最初。それまでは携帯電話事業者間に紳士協定があり、端末あたり5000円くらいというものだった。モバイルビジネス研究会で要請の結果、分離モデルが導入され、新機種が5万円程度になった。それに相前後して、SBMが割賦販売とスーパーボーナスを導入し、他社もそれに追随し、実質上、端末代ゼロの昔の販売奨励金と変わらない構造となった。【北構成員】
- 違約金と端末代金のキャッシュバックが並存しているのが今の環境であり、元に戻っているのであれば、今のモデルに経済的合理性があり、端末が売れやすくなっているということではないか。積極的債権侵害という話とも異なると考える。【森構成員】
- 2年契約の切れ目の解約では違約金が不要であっても、それ後のタイミングでは解約金が必要となる言うことは利用者視点では納得がいかない。【長田構成員】

- MNPに伴う利用者へのキャッシュバックは、以下の点で問題。【消費者保護WG・北構成員、長田構成員等】
  - ✓ 携帯電話事業者が巨額の販売奨励金を代理店等に支払って利用者を囲い込んでいる結果、競争がいびつになっていること
  - ✓ 長期利用者が、MNPにより頻繁に事業者を乗り換える利用者への販売奨励金等を負担する構造により、ユーザー間の不公平性が拡大していること
  - ✓ MNO各社がキャッシュバックで利用者を取り合う市場で、体力がないMVNOが自ら端末を調達して参入しても勝ち目がないこと
  - ✓ 携帯販売店のスタッフの精神的な苦痛・ストレスの増加による離職率が上昇していること
- MNPキャッシュバックは、最新・高機能のスマートフォンを低負担で買い替えられるという点では、利用者にとってプラスな側面もあった。【消費者保護WG・北構成員】
- MNPキャッシュバックの高額化は、キャリア間の差別化要素が希薄化したことが最大の要因。月次純増数・MNP純増数がKPIとして用いられる限り、復活する。【消費者保護WG・北構成員】
- キャッシュバックをしても囲い込みができないようにするため、SIMロック解除や、2年縛りをやめさせるなど、端末とサービスとの間を切り分け囲い込みができなくなる施策を検討すべき。【基本政策委員会・新美委員】
  - 販売奨励金等については、適正化の方向。【NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル】
  - 過剰なキャッシュバックについて、抑制のためのルール化の検討が必要。【イーアクセス】
  - MNPキャッシュバック施策の沈静化により総販売数は減少するが、市場が健全に維持されることは代理店にとっても望ましい姿。長期利用者への優遇施策等で機種変更促進による総販市場の活性化が期待。【ティーガイア】
  - 販売奨励金やキャッシュバックは商慣行上無くすことはできないが、3キャリアによる行き過ぎた販売奨励金、キャッシュバックは、MVNOの市場参入を困難なものとしており、移動通信市場の健全な発展を阻害。行き過ぎた販売奨励金、キャッシュバックは規制すべき。適切な基準およびチェック機構の設置が必要。【テレコムサービス協会】

### SIMロック解除について

- SIMロックの効果は、端末の買い替えの新陳代謝を早めるということだけではないのか。【森構成員】
- SIMロックや2年縛りがユーザの困り込みの根源となっている指摘については同意見。【平野主査代理】
- SIMロックがかかっていて海外で使えなくても、ユーザは端末を買い換えればよいと思っている。市場に任せていては、解除という方向には向かわないのでは。何らかの規制により対応することが必要ではないか。【森構成員】
- SIMロック解除は海外旅行者の利用を通じてMVNO市場の活性化を図るという観点での議論も必要。【関口構成員】

- キャッシュバックをしても囲い込みができないようにするため、SIMロック解除や、2年縛りをやめさせるなど、端末とサービスとの間を切り分け囲い込みができなくなる施策を検討すべき。【基本政策委員会・新美委員等】
- グローバル化について、日本のICT基盤が、いかにグローバルスタンダードに近いかが重要であり、その観点から、SIMロック解除の推進についても検討すべき。【基本政策委員会・菅谷委員】
- 今現在SIMロックが一般的な環境では端末のクーリングオフも一緒にさせるべきである。【消費者保護WG・長田構成員、森構成員】
- 端末の割賦販売と毎月の利用料金から端末代金相当額を差し引く制度は、利用者に分かりにくく、独立した端末市場の確立を長期的に阻害。【日本インターネットプロバイダー協会】
- スマートフォンはグローバル化な存在であり、世界的にも特定のキャリアのSIMにロックしないのがトレンド。SIMロックは端末を特定のネットワークに縛り付け、利用者の利便性を阻害。【日本インターネットプロバイダー協会】
- 移動通信市場の競争活性化と拡大には、利用形態に合わせて通信/機器の選択を可能にすることが重要であり、そのためにSIMロック解除等の推進や、SIMフリー市場の構築が必要。【イー・アクセス、テレコムサービス協会】
- 端末販売については、利用者の利便に十分配慮した仕組みとし、SIMロック解除を一律に実施するなど、規制を強め端末購入に際しての選択肢を狭める施策は望ましくない。【情報通信ネットワーク産業協会】

## モバイルサービスの料金体系について

- 月に7GB使うヘビーユーザにとってはそれほど高い料金ではないが、ほとんどのユーザがあまりデータ通信を使わないのに、割高な料金を支払っている。ヘビーユーザが得をしてライトユーザにとって損な料金になっているのは公平性の原則に反するのではないか。【平野主査代理】
- 携帯電話の料金は交渉によりきまるものではなく、ユーザがあらかじめ用意された料金プランの中からニーズに合ったプランを選択するのが普通。選択肢が少ないのは適当ではない。【原田構成員】
- 諸外国はデータの利用量が少ないユーザ向けにはきめ細かいプランが用意されている印象。他方、我が国ではヘビーユーザにはある程度対応するプランがあり、その料金水準もあまり高いわけではないなど、プランに偏りがある。【新美主査】
- オフロードを利用したら6GB以上使われているという実態があるのならば、データの平均利用量が2GBであるという議論は必ずしも有効ではないのではないか。【関口構成員】
- どのMNOもライトユーザ向けのプランを用意するようにすることを要請することはMVNO振興施策とのバランスを考える必要。【関口構成員】
- 自網内無料通話のサービスがあっても、かかってきた通話の電話番号だけではどのキャリアからの電話かわからない。そういったことに配慮が足りないのではないか。データ通信にしても大量に使うユーザはWi-Fi通信に切り替えるなどの配慮をすべきではないか。【木村構成員】
- オフロード利用について議論することは重要。【相田構成員】
- 2年契約では、契約更新月のみ違約金がかからないが、更新月を過ぎると2年以上経過していても違約金を支払わなければならないというのはどうか。また、より長く契約をしていただく方がよいというのであれば、2年以上の契約があってもよいのではないか。【長田構成員】










- スマートフォン用の主要な通信料金は各社一律となっており、**利用実態とも乖離**。多少料金が高くても、**利用者のニーズに応じた納得感のある料金体系が必要**。【特別部会・木場委員等】
- 主要事業者・グループ間において、高級なものから低廉なものまで、**利用者のニーズに応じた多様なサービスや料金プランを実現し、利用者の選択肢を多くすることが必要**。【総会・服部委員等】
- 一般ユーザの立場では、**通信料金を安くして欲しいが、安いからといって信頼性が薄れるのは困る**。【特別部会・知野委員】
  
- 事業者は、利用者ニーズに合わせた料金プランを提供しており、通信料金は低廉化している。【NTTドコモ、ソフトバンク】
- 多様なニーズに応じた料金プランの導入を行っていく。【NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル、イーアクセス】
  
- スマートフォンで7GBまでデータ通信の利用をしているユーザがどれくらいいるのか。**平均的には1GBか2GBぐらいしか利用していないところであり、ニーズに応じた料金体系が必要**。【消費者保護WG・長田構成員】
- 長期契約者への優遇、データ通信低利用者向けプラン等、**利用者のニーズに合致した多様な料金体系の導入について検討が必要**。【消費者保護WG・北構成員】
- スマートフォンの通話料金は、高止まりしているのではないか。【消費者保護WG・木村構成員】

## 前回会合における構成員からの質問事項



- 携帯電話市場における新規参入は、多くの基地局や通信回線等を整備する必要があることから、**莫大な設備投資が必要**。(平成24年度の設備投資額は、主要携帯電話事業者3社合計で2兆円以上。)
- 電波は有限希少な資源であり、**新たな周波数の割当てには制約がある**。

周波数帯	700 MHz帯	800 MHz帯	900 MHz帯	1.5 GHz帯	1.7 GHz帯	2 GHz帯	2.5 GHz帯	合計	加入者数 (2013.12末)
 docomo	20MHz <small>周波数移行中</small>	30MHz	—	30MHz <small>一部制限有り</small>	40MHz <small>東名阪のみ</small>	40MHz	—	160MHz	6,218万
 KDDI	20MHz <small>周波数移行中</small>	30MHz	—	20MHz	—	40MHz	—	110MHz	3,962万
 SoftBank	—	—	30MHz <small>一部周波数移行中</small>	20MHz	—	40MHz	—	90MHz	3,476万
 eAccess	20MHz <small>周波数移行中</small>	—	—	—	30MHz	—	—	50MHz	450万
 UQ Communications	—	—	—	—	—	—	50MHz	50MHz	416万
 WIRELESS CITY PLANNING	—	—	—	—	—	—	30MHz	30MHz	263万
 WILLCOM	—	—	—	—	—	31.2MHz	—	31.2MHz	540万

MVNO委員会は、本年3月4日に「MVNOの事業環境の整備に関する政策提言」を総務省へ提出し、同年3月5日に公表。

## <提言の概要>

### 現状

- MVNOは、多様なサービスを低廉な料金で提供しており、**利用者数は1200万超に達している**。
- MVNOのサービス内容は、MNOのデータ通信・音声通話・携帯端末を一体的に提供する、フルスペック・パッケージ型のサービスとは一線を画しており、多様な利用者のニーズに対応。
- ただし、**MVNO利用者数のうち51%を「MNOであるMVNO」**が占めており、これは同一グループ内のMNOのネットワーク共用に相当。したがって、独自のサービスを提供しているMVNOは未だに限定的。

### 課題

- 多様なサービスを提供しているMVNOに対する期待が高まる中、健全な競争環境の整備が求められる。
- **公平性及び透明性の確保**（MVNOに対して競争条件の公平性が確保されているか）、**利用者本位のモバイルサービス提供**（利用者の利便性が確保されているか）、**MVNOによる多様かつ高度な通信サービスの実現**、の3点が重要。

## 改善策

### 速やかな対応が求められる政策課題

MVNOの事業運営に大きな影響を与えることから、速やかな対応を要請する。

- モバイルデータ接続料の算定基礎の見直し
- MNOの回線利用開始処理のオンライン化・SIMの機能開放

### 包括検証に向けた政策課題（中期的課題）

2014年度に行われる電気通信事業法の包括検証に向け、中長期的に取り組むべき課題として、推進するよう希望する。

- 二種指定設備制度の見直し 等

速やかな対応が求められる政策課題	提言骨子
<p><b>① モバイルデータ接続料の算定基礎の見直し</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>接続料の低減が年平均29%にも及ぶ中、MVNOは1年前の原価で事業運営</li> <li>当年度の低い原価で事業運営が可能なMNOと比較しMVNOは競争上不利な状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>モバイルデータ接続料算定の基礎となる実績値の測定年度の相違の是正</li> </ul>
<p><b>② MNOの回線利用開始処理のインターフェース開放・SIMの機能開放</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>MNOとMVNOのシステムの接続ができないためサービスオーダー（SIMを利用可能するための処理等を指す）に多大なコストが発生</li> <li>MNOによっては、SIMの機能の一部をMVNOに提供しておらず、MNOが利用者に提供する一部サービスをMVNOは利用者に提供できない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>MNOによるインターフェースの開放とMNOとMVNOのシステム連携の促進</li> <li>MVNOが要望するSIMの機能の開放</li> </ul>
包括検証に向けた政策課題	提言骨子
<p><b>① 二種指定設備制度の見直し</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>MVNOによる競争促進など移動体通信市場の環境変化に対応する制度見直しの必要性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>二種指定設備制度の在り方についての再検討</li> </ul>
<p><b>② 卸電気通信役務に関する提言</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>MNOの提供するサービスのうち、卸役務によるMVNOへの提供がなされていないものが多数存在</li> <li>MNOから同一企業グループ内の「MNOでもあるMVNO」への提供条件が不透明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>MVNOが卸役務を利用しやすくなる仕組み作り</li> <li>グループ内外の卸条件の透明性確保</li> </ul>
<p><b>③ 通信サービス・端末の分離および選択の自由化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自己の端末の他事業者での利用が制限されることは、利用者の利便性を著しく阻害</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>SIMロック解除ガイドラインの適切な運用・見直し</li> </ul>
<p><b>④ MVNOによる提供サービスの高度化に向けた取り組み</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「レイヤ2接続機能」を提供していないMNOの存在</li> <li>今後のMVNOのサービスの多様化、高度化に向けたアンバンドルの拡充</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>MNOによるアンバンドルへの積極的取り組み</li> <li>二種指定ガイドラインの見直し</li> </ul>
<p><b>⑤ 移動体通信市場の健全な発展に向けた、MNOによる販売奨励金慣行の適正化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高額な販売奨励金による利用者料金の高止まりの懸念</li> <li>行き過ぎた販売奨励金によるMVNOの市場参入と市場全体の発展の阻害</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>MNOによる販売奨励金慣行の適正化</li> </ul>
<p><b>⑥ MNOのネットワーク性能、品質のMVNOへの円滑な開示</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>MNOのネットワーク性能および品質等に関するMVNOへの情報提供が十分ではない</li> <li>MVNOの利用者サポートの質の低下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>MVNOへの円滑な情報開示スキーム構築</li> </ul>
<p><b>⑦ 電気通信番号のMVNOへの割当</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>MVNOは電気通信番号(MSISDN)の割当を受けられず、接続による音声通信サービスの提供など高度なサービスの実現が不可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>MVNOへのMSISDNの割当を可能とする制度検討</li> </ul>